

南丹市「障害福祉計画・障害児福祉計画」 の概要と策定について

1. 策定の趣旨

南丹市においては、令和6年3月に「南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。

この度「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が、令和8年度に計画期間が満了となることから、「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容 (根拠法内容)	障がい者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保・実施に関する計画

障害者基本計画

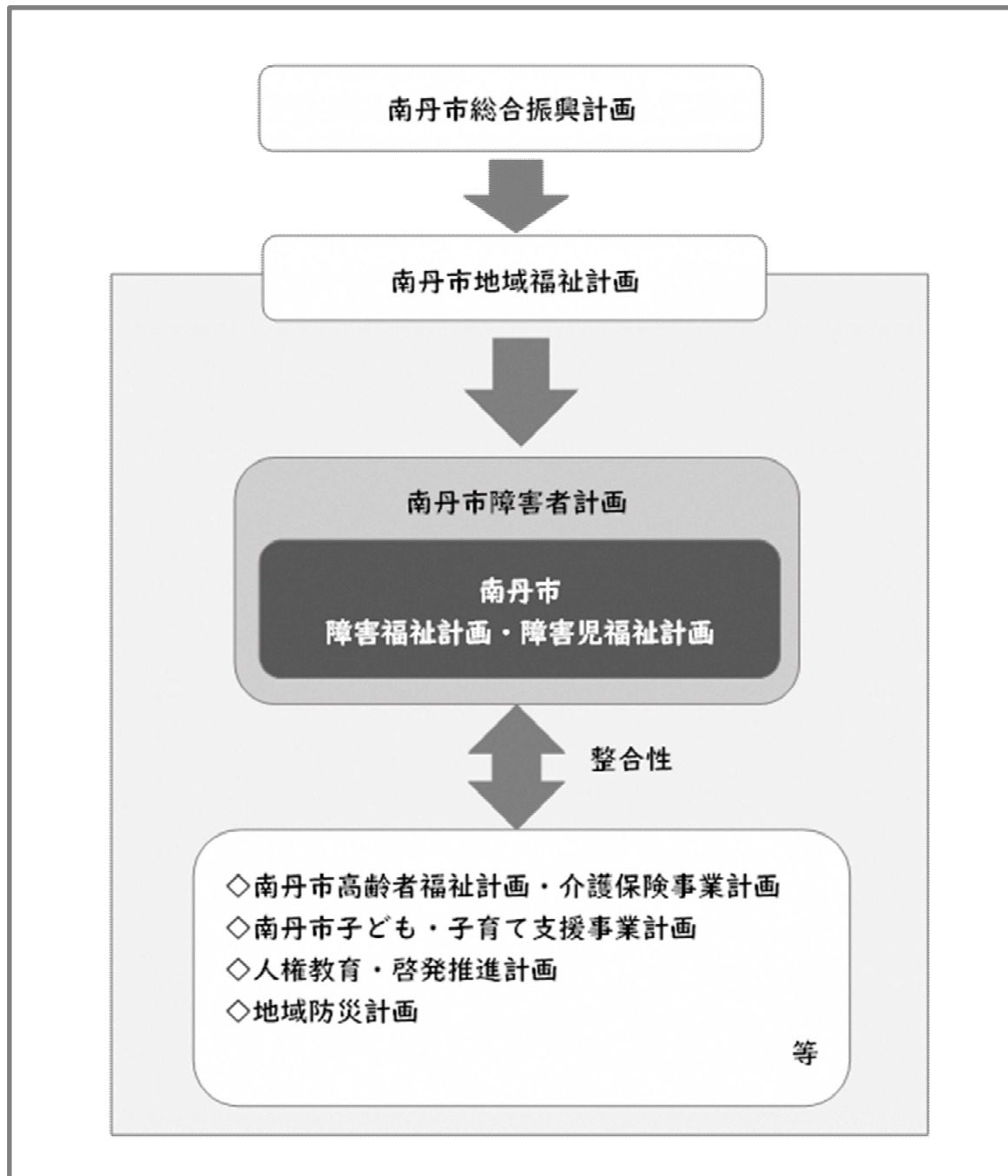
障害福祉計画
障害児福祉計画

3. 計画の位置づけ

今回策定する計画は、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」をふまえ策定します。

また、本市の上位計画である「南丹市総合振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。

【計画の位置づけ】



4. 計画の計画期間

今回策定する計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度の3年間とします。

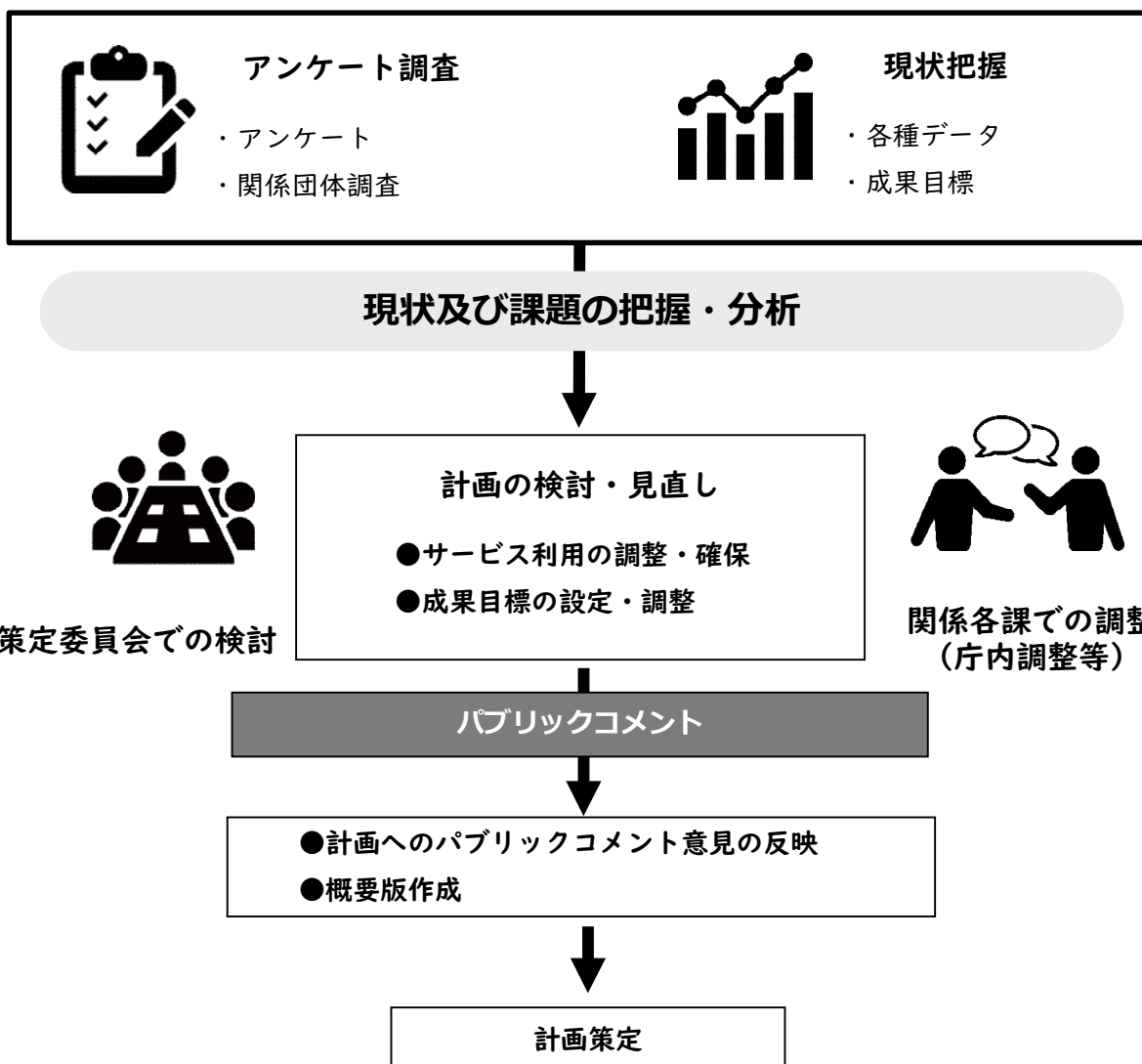
なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

南丹市障害者計画	第4期南丹市障害者計画
----------	-------------

第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

5. 計画の策定体制



6. 現時点での策定に向けたポイント

今回策定する計画に関する、国の方針（基本指針）は、令和7年度中に示す予定とされています。現時点の検討案は以下の通りです。

4. 成果目標項目の見直しについて

「達成すべき基本的な目標」(成果目標)として、見直すべき項目としてどのような項目が考えられるか。例えば、下記項目が考えられるが、基本指針見直しのポイントを踏まえつつ、どのように見直すべきか。

【例】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 心のサポーター養成者数【新】
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)【見直し】
→精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満、65歳以上、75歳以上(再掲)、40歳以上の認知症である者(再掲))
- 精神病床における早期退院率【見直し】
→退院患者の精神病床への1月を超える再入院率(90日時点、180日時点、365日時点)
- 住民のこころの状態(K6)【新】

就労選択支援事業所の設置状況

- 就労選択支援事業所((自立支援)協議会の設置圏域ごと)の設置【新】

障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- 障害福祉分野におけるワンストップ窓口(都道府県ごと)の設置【新】
- 生産性向上及びこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新】

19

5. 活動指標項目の見直しについて

「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」(活動指標)について、見直すべき項目としてどのような項目が考えられるか。例えば、下記の項目が考えられるが、どのように見直すべきか。

【例】

施設入所者の地域生活への移行等

- 地域移行等意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援の回数【新】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 心のサポーター養成研修実施回数【新】
- 精神障害者の短期入所【新】
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数【見直し】
→(都道府県)都道府県・障害福祉圏域・市町村の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標及び活動状況の把握・評価
- 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新】

福祉施設から一般就労への移行等

- 就労選択支援事業所の設置状況【新】

相談支援体制の充実・強化等

- 都道府県におけるアドバイザーの配置状況【新】
- 都道府県が市町村職員等に実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数【新】

障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所等の数(都道府県ごと)【新】
- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新】

20

7. 今後のスケジュール

【令和7年度】

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査	→						
調査票の設計	■	■	■	■			
印刷等実施準備				■			
配布・回収				■	■		
入力・集計					■	■	
分析・とりまとめ						■	■
自立支援協議会			●				●

【令和8年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状と課題の把握・分析	→											
基礎的データの整理	■	■										
サービス量や成果目標の現状整理	■	■	■									
計画課題の設定		■	■									
計画骨子案の作成				→								
サービス量の推計				■								
成果目標の整理				■								
計画素案の作成								→				
パブリックコメント										■		
自立支援協議会					●				●		●	

		開催時期	テーマ案
令和7年度	第1回	令和7年11月	○計画の策定について ○アンケート調査票の検討
	第2回	令和8年3月	○アンケート結果報告
令和8年度	第3回	令和8年8月	○各種データや数値目標等の報告 ○課題の整理 ○計画骨子案の検討
	第4回	令和8年12月	○計画素案の検討 ○パブリックコメントの実施について
	第5回	令和9年2月	○パブリックコメント結果報告 ○計画最終案の検討

※スケジュール等は今後の進捗等により変更の可能性があります